大阪府条例第二十六号

大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十九号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （定義）第二条　この条例の用語の意義は、旧法の定めるところによる。（指定介護療養施設サービスの方針）第十六条　（略）２―５　（略）６　指定介護療養型医療施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。　一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。　二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　三　介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。７　（略）（指定介護療養施設サービスの方針）第四十六条　（略）２―７（略）８　ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。　一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。　二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　三　介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。９　（略） | （定義）第二条　この条例の用語の意義は、介護保険法の定めるところによる。（指定介護療養施設サービスの方針）第十六条　（略）２―５　（略）６　（略）（指定介護療養施設サービスの方針）第四十六条　（略）２―７　（略）８　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。